

「RPS 法小委員会報告書（案）」に対する意見

氏 名	地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA） 専務理事 早川光俊
住 所	大阪府中央区本町二丁目1-19-470
電話番号	06-6910-6301
FAX番号	06-6910-6302
電子メールアドレス	office@casa.bnet.jp
意見	
該当箇所	全体
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止と京都議定書の第1約束期間の日本の削減義務の確実な履行についての言及がないのは基本的な欠陥である。 ・ 目標量の設定は、地球温暖化防止のための中長期的な温室効果ガスの削減目標を考慮して、バックキャストでその目標量を設定すべきである。 ・ 現在の RPS 法は再生可能エネルギー普及の障害になっており、再生可能エネルギーの普及のためには、固定価格買取制度を導入し、コストを需要家も含めて負担する仕組みとすることが求められる。 ・ RPS 制度を維持する場合でも、太陽光発電やバイオガス燃料電池発電などコスト競争力でも未成熟なエネルギー源については、固定価格で買い取りを行うハイブリッド型の制度が検討されるべきである。 ・ RPS 制度を維持する場合でも、その導入目標を大幅に引き上げるとともに、原則として長期の契約を義務づけるなど、長期契約を促す措置が求められるが、今回提案されている利用目標量は低すぎ、論外と言わねばならない。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年2月に発表された IPCC 第4次評価報告書第1作業部会報告書は、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定した。世界の平均気温は過去100年で0.74℃上昇し、最近50年間の長期傾向は過去100年のほぼ2倍としている。また、20世紀後半の北半球の平均気温は過去1300年間で最も高温で、最近12年（1995年～2006年）のうち、1996年を除く11年の世界の地上気温は、1850年以降で最も温暖な12年の中に入るとしている。地球温暖化は加速的に進んでいると考えざるを得ない。 ・ 1850年頃から2℃を超える気温上昇は、それより低い気温上昇の場合とは規模も範囲も質的に異なる影響が加速度的に拡大するとされている。このままでは2040年頃に工業化（1850年頃）以前から2℃を超える可能性が高い。温暖化対策はまさにまったなしの課題となっている。 ・ 温暖化対策は、省エネ対策とエネルギー転換しかなく、温暖化防止のために大幅

	<p>な温室効果ガスの削減が必要であることを考えれば、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換が不可欠である。こうした基本的な認識が欠如し、目標設定の前提となっていないことはこの報告書（案）の基本的な欠陥である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の京都議定書目標達成計画では、第1約束期間の日本の削減義務である90年比-6%の削減が覚束ないことは明らかであり、来年1月1日から第1約束期間が始まることから、京都議定書目標達成計画の見直し作業が進められている。ところが、今回の報告書（案）は、京都議定書目標達成計画の見直しとの関連が明らかでないうえ、京都議定書の目標達成のために再生可能エネルギーの高い導入目標が不可欠であるが、この報告書案にはこうした問題意識がまったくない。 現在のRPS法は再生可能エネルギー普及を促進するどころか、障害になっている。法が施行されてから、太陽光発電設備も風力発電設備もかえって伸び率が大幅に低下した。バイオマスについても、水力についても、そのほとんどが法施行前から存在する設備によるものである。固定価格買取制度が再生可能エネルギー普及に効果的であることは、ドイツなどの諸外国の実践例で証明されており、固定価格買取制度に移行すべきである。固定価格買取制度により、リスクを需要家が負担することで電気事業者にとっての事業見通しが立てやすくなり、導入促進に資することが期待される。また、コスト回収をより確実にすることにもつながる。
<p>該当箇所</p>	<p>1 趣旨 「これまで太陽光発電、風力発電等新エネルギーの導入は着実に進展してきている」</p>
<p>意見内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> この記述は削除すべきである。
<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在のRPS法は再生可能エネルギー普及を促進するどころか、障害になっている。法が施行されてから、太陽光発電設備も風力発電設備もかえって伸び率が大幅に低下した。バイオマスについても、水力についても、そのほとんどが法施行前から存在する設備によるものである。 世界1であった太陽光発電の導入設備容量もとうとうドイツに追い抜かれ、風力発電設備の導入設備容量は世界のトップ10から脱落した。 こうした状況が、「これまで太陽光発電、風力発電等新エネルギーの導入は着実に進展してきている」などと評価できる状況でないことは明らかである。

該当箇所	2(1)再生可能エネルギー、新エネルギーを巡る情勢 「新エネルギーの推進に当たっては、新エネルギーの自立に向け、将来に向けコスト削減を同時に図っていくことが前提条件になる」
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの推進にあたっては、「化石燃料などの再生不能エネルギーの環境影響などの社会的コストを評価するシステムが必要なこと」、「技術革新だけでなく普及によるコスト削減効果も大きいこと」を明記すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料などの再生不能エネルギーが、地球温暖化や大気汚染などの環境影響をもたらすことを明記するとともに、これを社会的コストとして評価し、この社会的コストを内部化した化石燃料のコストと、再生可能エネルギーのコストを評価することが必要である。 昨年10月に英国政府が公表した「気候変動の経済学(スターンレビュー)」では、気候変動による経済的損失が世界のGDPの5-20%にのぼると試算しており、こうした新たな知見も参考にすべきである。 また、コスト削減は技術革新だけでなく、普及によるコスト減も大きいことを明記すべきである。
該当箇所	2(2)新たな利用目標量を設定する際の基本的考え方 「導入に伴う費用負担について十分に考慮し、現実的な導入の可能性を踏まえる必要がある。」
意見	<ul style="list-style-type: none"> 「新たな利用量を設定する際の基本的な考え方」に地球温暖化防止と京都議定書の第1約束期間の日本の削減義務の確実な履行を明記すべきである。 目標量の設定は、「今後のエネルギー需給動向、技術革新や政府の追加対策によるコスト低減効果」や「導入に伴う費用負担について十分に考慮し、現実的な導入の可能性」などではなく、地球温暖化防止のための中長期的な温室効果ガスの削減目標を考慮して、再生可能エネルギーの利用目標を決め、そこからバックカスティングで当面の利用目標量を設定すべきことを明記し、中長期目標から当面の利用目標を設定するとの「基本的考え方」を明記すべきである。 導入に伴う費用は、電源開発促進特別会計でまかなうことを検討すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> 「基本的な考え方」に地球温暖化防止と京都議定書の第1約束期間の日本の削減義務の確実な履行を明記すべき理由は前述のとおり。 目標量の設定を、地球温暖化防止のための中長期的な温室効果ガスの削減目標を考慮して、バックカスティングでその目標量を設定すべき理由も前述のとおり。 再生可能エネルギーの導入コストは、現在のエネルギー税制をグリーン化することを前提に、受益者にもいっさいの負担を求めるとも考慮されてよいと考え

	<p>る。当面は、すでに徴収されている電源開発促進税により導入コストを支出することを検討すべきである。</p>
該当箇所	<p>3（1）太陽光発電の推進のための措置 制度の必要性 「太陽光発電に係わる電気を1キロワット時利用した場合、RPS相当量は実質2キロワット時として取り扱われることとなる」</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ この「太陽光発電に係わる電気のRPS相当量を実質2キロワット時として取り扱う」提案にはとうてい賛成できない。この提案は撤回すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「太陽光発電に係わる電気のRPS相当量の2倍カウント」は、実際の発電量が増えなくてもRPS法上の義務量が半分になるだけであり、「新エネルギーの導入促進」という法の目的を逸脱している。 ・ この「2倍カウント」で恩恵を受けるのは電力会社のみであり、太陽光発電設置者に何のメリットももたらさない。これによって太陽光発電が普及する効果があるとはとうてい考えられない。
該当箇所	<p>3（1）太陽光発電の推進のための措置 民間の自主的取組との関係 「本特例措置は、電力会社の自主的取組である余剰電力購入メニューとは相互に独立の制度であり、余剰電力購入メニューの変更により、影響を受けるものではない。」</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ この記述は削除すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電の新エネルギー相当量を2倍カウントする根拠は、太陽光発電の発電コストが風力などに比べて高いこと、すなわち電力会社の買取価格が高いこととされる。しかし、余剰電力メニューが自主的な制度であることを考えれば、太陽光発電を2倍カウントされることにより、RPEの導入義務量が達成できれば、余剰電力メニューを損してまでつづけるインセンティブは失われる。余剰電力メニューと特例措置が独立とは言いがたく、相互に影響を受けることは明らかである。 ・ この「太陽光発電に係わる電気のRPS相当量の2倍カウント」が、電力会社に自主的な取組である余剰電力メニューを継続させるための便法と考えられるが、本来、電力会社の自主的取組に太陽光発電設備の普及を担わせることには無理があり、電力会社だけでなく、エネルギー税制のグリーン化や費用負担制度の在り方などが検討されるべきである。

該当箇所	<p>3(2) 中小水力発電・地熱発電の対象範囲の拡大</p> <p>「1000キロワット超10000キロワット以下の水力発電については、相当量の開発可能資源量が賦存しているものの、現時点では、これらの開発地点の多くは、経済的等の観点から開発が困難な状況にある。」</p> <p>「河川維持用水利用発電や利水放流水発電についても、1000キロ以下のものについては、新たにRPS法の対象設備として含める」</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1000キロワット超10000キロワット以下の水力発電についても、RPS法の対象設備とすべきである。 ・ 「相当量の開発可能資源量」や「経済的等の観点から開発が困難な状況にある。」ことの具体的内容を明示すべきである。 ・ 1000キロワット超10000キロワット以下の水力発電、河川維持用水利用発電や利水放流水発電については、環境影響評価を義務づけるべきである。 ・ 温泉水活用発電については支持する。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1000キロワット超10000キロワット以下の水力発電の「相当量の開発可能資源量」があるなら、RPS法の対象設備とすべきことが検討されるべきである。 ・ また、現行法の限度でも、助成とかで「経済的等の観点からの困難」は助成などで十分解決可能である。 ・ また、河川維持用水利用発電や利水放流水発電をRPS法の対象設備とする場合、規模によっては環境影響評価が義務づけられるべきである。
該当箇所	<p>3(3) バイオマス発電設備の認定要件の改善</p>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物を燃料とする廃棄物発電は、対象設備からは外すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年の供給量のうち、もっとも多いバイオマスのうち約8割が一般廃棄物を燃料とするもので、そのほとんどが法施行前から存在する設備によるものであるとされる、 ・ その原因は、目標値の低さと廃棄物発電を対象としたこと、全ての電源が義務履行上同様に扱われており、電気事業者が自由に買取対象を選択できるため、電源の多様性を確保できる制度となっていないことにある。 ・ 一般廃棄物を燃料とする廃棄物発電を対象設備としたことが、本来、普及されるべき風力や太陽光利用などの再生可能エネルギーの普及の障害となっている。

該当箇所	4 政府の取組
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの導入促進策を抜本的に見直し、固定価格買取制度を早急に導入すべきである。 ・ 市民が、再生可能エネルギーの普及に取り組めるような助成制度や政策を早急に検討し、法制化すべきである。 ・ また、グリーン電力証書等の再生可能エネルギーの普及に係わる方策や、設備補助金と併せて低利融資制度などの充実が検討されるべきである。 ・ また連携に係わる課題として、送電線網のネットワーク化及び送電線網整備の促進策、電気事業法の電力品質基準の見直し、気象予測手法による発電量の予測技術の研究、などを政府主導ですすめることを明記すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定価格買取制度が導入されるべき理由は前述のとおり。 ・ ドイツやデンマークなどでは、風力発電設備の約8割が市民の投資によってつくられている。このことは市民が参加しやすい制度を構築し、政策が導入されれば、再生可能エネルギーの普及は飛躍的に進むことを示している。 ・ 市民が投資できないのは、現在のRPS制度のもとではリスクが大きく投資しても回収できるかが不確実なためである。固定価格買取制度は投資のリスクをなくし、市民が投資しやすくなることは諸外国の実践で明らかである。 ・ 固定価格買取制度に加えて、グリーン電力証書等の活用、設備補助金や低利融資制度が制度化されればより高い普及が見込めることとなる。 ・ 再生可能エネルギーの普及の障害となっているまた連携に係わる課題を、政府主導で解決のための政策と措置をとるべきである。送電線網のネットワーク化及び送電線網整備の促進策、電気事業法の電力品質基準の見直し、気象予測手法による発電量の予測技術の研究などは政府でなければなしえない課題である。
該当箇所	5 平成26年度までの新エネルギー等電気利用目標量 「平成26年度（2014年度）の利用目標量については、160億キロワット時とする。」
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年度の利用目標量160億キロワット時は問題外である。 ・ 2020年、2030年、2040年、2050年といった中長期目標を検討すべきである。 ・ こうした中長期目標からバックキャストで、2014年の利用目標量を検討すべきである。 ・ 具体的な利用目標は、少なくとも、大型水力発電を含めれば2020年の利用目標量はエネルギー需要の20%とし、2014年には15%を利用目標量とすべきである。現行と同じ対象設備では、2014年の利用目標量は500億kWh（5%相当）とすべきである。

理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2014年、160億kWh(1.6%)の利用目標は論外である。「意欲的な利用目標」とはとうてい言い難い。・ この程度では、京都議定書の削減義務は達成できず、達成しようとする意欲も感じられない。・ 少なくとも、現行と同じ対象設備なら2014年までに利用目標は500億kWhとすべきである。・ また、2020年、2030年、2040年、2050年といった中長期目標を検討し、2020年までに少なくとも大型水力発電を含めれば2020年の利用目標量はエネルギー需要の20%とし、2014年には15%を利用目標量とすべきである。
----	--